事　業　主　様	回覧印							

業務支援課だより

（第２４６号）

令 和 ５ 年 ６ 月 ２ 日
（公社）熊本県トラック協会

令和５年度低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の公募開始について
～R5.5.29 から受付開始～

一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）より標記助成金の周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

１．補助対象事業者

①　一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者
（ただし、「資本金３億円以下」、または「従業員数３００人以下」の事業者）

② ①に貸し渡す自動車リース事業者

２．補助対象

（１）低炭素型ディーゼルトラック

①　車両総重量３．５ｔ超の事業用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾄﾗｯｸのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること

・「２０１５年度重量車燃費基準＋５％以上達成車」かつ「平成２８年度排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（大型車）

・「２０１５年度重量車燃費基準＋１０％以上達成車」かつ「平成２８年度排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（中型車・小型車）

②　令和５年４月３日から令和６年１月３１日までに新車新規登録された車両であること（割賦等所有権の留保形態は認められません）

③　①の導入にあたり、廃車を伴う場合には以下ア～カのいずれかの要件も満たすこと

ア　平成 25 年度（平成 26 年 3 月 31 日）以前に初度登録された事業用トラックを対象とする。
（ただし、ＣＮＧ、ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ、LPG を除く）

イ　令和５年４月１日から令和６年１月３１日までに廃車（永久抹消）するもの

ウ　廃車するまでの過去１年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの

エ　廃車日の６カ月前の期日における自動車検査証が有効（有効期間内）であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行（第９項の審査委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行）を行ったもの

オ　廃車する車両が導入する低炭素型ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾄﾗｯｸと同じ車両区分以上（大型・中型・小型）であること

カ　所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの（リース導入の場合は、使用者名）

３．補助額等（１事業者当たりの補助台数：４台）

区分	基準額（万円）	
	廃車有	廃車無
大型（燃費基準 10%以上達成車）	７５	５０
大型（燃費基準 5%以上 10%未満達成車）	５０	３７．５
中型（燃費基準 10%以上達成車）	４２	２８
小型（燃費基準 10%以上達成車）	１５	１０

※左記、燃費基準に適合し、かつ２０２５年燃費基準達成車には、５万円加算。

４．申請受付期間

令和５年５月２９日（月）～令和６年１月３１日（水）まで（※申請受付については、別途留意事項あり。）
※申請先：一般財団法人環境優良車普及機構（申請書類は、郵便等で提出してください。）

５．本事業に係る事業報告書の提出

補助事業が完了した日から四半期ごとにその年度の３月末までの期間、また、その翌年度については、半期（６ヵ月）毎に月別の走行距離・燃費消費量・燃費データを提出するなどの事業報告を（一財）環境優良車普及機構へ提出が必要です。

◎　説明要領資料及び申請書のフォーマット等は、一般財団法人 環境優良車普及機構（ＬＥＶＯ）ホームページでご確認ください。https://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r5_index.html